

河川法第55条第1項の許可申請留意事項

(河川保全区域内の工作物設置、土地の形状変更)

申請対象

- 河川保全区域内において、工作物の設置または改築を行う場合
- 河川保全区域内において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更を行う場合

留意事項

- 河川保全区域とは、河川区域線から20mの区域（堤内側）。
- 河川保全区域内において、次の行為は申請対象外である。
(河川法施行令第34条)
 - ・ 耕耘
 - ・ 河川区域線（河川管理施設の敷地）から5m以上離れた土地における次の行為
 - ① 3m以内の盛り土
 - ② 1m以内の掘削及び切土
 - ③ 軽微な工作物（木造住宅等）の新築、改築 等
- 河川放流がある場合には注意すること。